



広報 おんが

12月号 No. 170

発行 昭和49年12月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



伝習館高校対直方高校の招待試合 遠賀農芸高校にて

人のうごき (11月の住民基 本台帳から)

人口	10,241人	(+13)
男	4,883	(+14)
女	5,358	(-1)
世帯数	2,813戸	(+8)

() 内は前月比

- 一日 歳末たすけあい運動
- 十日 世界人権宣言記念日
- 二十五日 クリスマス
- 二十八日 官庁ご用納め
- 三十一日 大みそか、除夜の鐘

12月のこよみ



あなたの銃が 狙われています

十一月からいよいよ狩猟解禁となりました。許可を受けて銃銃を持っていらっしゃる皆さんは今楽しい予定などをたてられているところだと思います。しかしその前にちょっと次のことに気をつけて下さい。

一、銃の携帯運搬について

- ・狩猟免許をとらなければ狩猟はできません。
- ・狩猟等は許可にかかる用途に供する場合その他正当な理がある場合を除いては携帯し又は運搬することができません。
- ・狩猟等を携帯運搬するときはおおいをかけるか容器に入れなければなりません。
- ・法律の規定により銃撃する場合はほかは実包空包または空気銃弾を装てんしておいてはけません。

二、狩猟の方法について

- ・保護区、休猟区、公道、社寺境内、墓地、農林大臣の指定する公園その他、これに類する場所での鳥獣捕獲は禁じられています。
- ・銃猟の危険性にかんがみ市街地その他人家のたてこんだ場所における銃撃は禁止されています。
- ・水平射はいけません。

。弾の矢先を確認し危険な方向に向けての射撃はいけません

三、銃の保管について

- ・最近猟銃が次々と盗難にかかっています。皆さん今一度自分の猟銃保管状況は大丈夫かどうか次のことを点検して盗られないための工夫を考えて下さい。
- ・家の戸締りは大丈夫でしょうか。
- ・銃は保管庫を設け、人目につきにくい所に厳重固定し必ずその中に入れ、施錠して保管してありますか。
- ・銃は分解し、くさり錠を施していますか。
- ・実包は自宅に保管していると事件事故に結び付きしますので自宅に置かないようにしましょう。(もし残弾を持っていたら出来るだけ銃砲店に保管を依頼しましょう。)
- (註)もし盗難にかかったら直ちに警察(一一〇番)に連絡しましょう。

折尾警察署から年末年始の特別警戒のお知らせ

歳末の犯罪を防止し、明るく新年を迎えるため、折尾警察署では十二月一日から来年一月十日まで警察の総力をあげて年末年始の特

別警戒を行います。例年、年末には、あき果、ひったくり、すりなどの事件が多く発生しておりますので、このような犯罪を防ぐため次の点に留意しましょう。

- ・お出かけやおやすみのときは、戸締りを確実にいきましょう。
- ・かぎは主錠のほか補助錠を取りつけましょう(ワンドアーツーロック)
- ・炊事場の刃物は見えない所に片づけておきましょう。
- ・大金はできるだけ家に置かないで銀行、郵便局などに預けましょう。
- ・余分な現金は持ち歩かないようにしましょう。
- ・車を駐車するときは車内に貴重品を置かないようにしましょう
- ・夜道は遠回りでも明るい道を通りましょう。

年末年始の交通安全「福岡県民運動」のお知らせ

この運動は年末年始における飲酒運転の絶滅と歩行者事故防止の徹底を図ることを目的とし、すでにこの運動の準備期間(十一月十五日～十二月十四日)中で十二月十五日から一月十日までが実施期間です。皆さんもこの運動に是非参加下さい。

一、運転者のみなさん

- (1)車を運転するときは、絶対に酒

を飲まない。

- (2)酒を飲んだときは絶対に車を運転しない。
- (3)宴会や座談会など酒のどると思われるところへ行くときは、車を運転していかない。
- (4)あがり酒、祝い酒等も車を運転するときは、飲まないで持ちかえる。
- (5)車を運転して行った先で酒を飲んだときは、タクシーなどで帰る。

二、家庭のみなさん

- (1)酒を飲んでいる家族および来客には絶対に車を運転させない。
- (2)家族の者が酒を飲むところへ行くときは、車を運転して行かせない。
- (3)祝いごとなどで来客を接待したとき、車を運転してきた者には酒を勧めず持ち帰らせる。
- (4)家庭で飲酒運転のおそろしさ、事故責任について話し合いをする。

消防署からのお知らせ

火気の取扱については次の点に注意いたしましょう。

一、プロパンガスについて

- (1)ガス漏れがないように常に点検いたしましょう。

(2)ガス使用中は目をはなさないようにしましょう。

- (3)ガス漏れに気付いた時は元栓を閉める。
- ・窓やドアを急いで開き、通風をよくする。
- ・臭いがなくなるまでガスを追い出す。
- ・火の気は一切禁物(扇風機、換気扇等は使用しない)
- 二、石油ストーブを安全に使うために
- (1)燃えやすい物を近づけない。
- (2)給油は火を消してからする。
- (3)外出する時や、寝る時は消火(移動させる時も消火して)
- (4)使用書どおりに正しく使う。

三、灯油の貯蔵について

- (1)必要以上灯油の買いだめをしない。
- (2)灯油の貯蔵取扱いは一〇〇ℓ未満にとどめる
- ・一八ℓ入り容器にあっては五罐まで
- ・二〇ℓ入り容器にあっては四罐まで、どうしても一〇〇ℓ以上必要がある場合は遠賀郡消防署予防課電話09329③1231番にご相談下さい。

// 災害と救急は遠賀郡消防署

(一一九)へ連絡を!!

恩給法、援護法の

一部改正

一、旧軍人に対する一時恩給の支給条件の緩和
(1)引続く勤務年数が三年以上七

二、戦没の妻、父母に対する特別弔慰金関係
(1)昭和四十八年法改正(日華事

(2)昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日まで(満洲事変以後日華事変前)に公務で傷病

じくする子も孫もいなかった者
三、戦傷病者の妻に対する特別給付金関係

法改正に基づき、日華事変中の本邦等における勤務に關連した

特別弔慰金関係

次に該当される方には現在、三万円の特別弔慰金が受給できま

(一)昭和四十年四月一日迄に弔慰金の受給権があり、昭和四十年

国民年金保険料の

改定について

国民年金法の改正に基づき、昭和五十年一月分より左記のとおり

保険料が引き上げられますのでお

なお、年金保険料納付書を新料金に書き替えますので納入の際に

一、定額保険料(五年年金含む)

一、一〇〇円(九九〇〇円)
一、定額+附加保険料
一、五〇〇円(四一、三〇〇円)

民生児童委員の

決定について

民生児童委員の任期が本年十一月三十日で終了いたしましたので、後任の委員が次のとおり決定

一、任期 四十九年十二月一日より三ヶ年

一、委員氏名
老良 高崎正次郎 重広 豊

新町 徳王 隆利 山縣 正男

廣渡 川崎 寅猪 柴田 治美

東町 近藤 清 鬼津 婦人委員) 東町(婦人委員)

鬼津 井口 信子 後藤喜代子

島津 矢野 智 若松

別府 吉浦 重知 尾崎 旗生 重己

山中 一雄 村田 国基

上別府 筋田 幸男 副田 延一

木守 村田 一徳 古野 千年

第3回遠賀町民走

ろう大会

私達の健康と体力づくりのため、毎年一回走ろう大会を開催し

一、期日 十二月十五日(日)
二、コース
スタート 島門小学校講堂前

2 キロ 島門小 島津前川

5 キロ 島門小 尾崎蟹喰

三、受付9時00分

四、出走2キロ10時00分

五、表彰 各部1位(男・女別)

参加者全員に参加賞を贈る。

※コースが島門小学校に変更しております。お間違いないよう

乳幼児、重度心身障害者医療証

交付について(特に未交付の方)

一、該当者(児)

昭和四十六年十月二日以降生まれで、国民健康保険又は各種社

会保険に加入している乳幼児

身体障害者手帳の一、二級を持つ

方(各種健康保険に加入し、被保険者の世帯主でない

方)

該当者でまだ医療証の交付を受けていない方は、至急役場厚生課

保健衛生係で交付申請手続きをして下さい。

県外の医療機関で受診される方は、役場に領収書がありますので、領収書を持って受診して下さい。

県外保険者の保険証を持っている方は、県内医療機関でも領収書がいります。この場合領収書は、医療機関に備え付けてあります。

また、今後の出生、転入、転出の手続きをする時、その都度、厚生課保健衛生係までして下さい。

有効期間の過ぎた医療証は、厚生課保健衛生係までお返し下さい。

尚、償還払いの期日は、二ヶ月後位になります。

持参品、印鑑、健康保険証、障害者手帳(障害者のみ)

テレホンサービス

開設のお知らせ

住宅金融公庫福岡支所では、十一月十二日から左記の番号による

「テレホンサービス」を開設いたします。このテレホンサービスでは住宅金融公庫の融資を始め管内

における住宅供給公社等の融資付金分譲住宅の募集案内についても

適宜お知らせすることにしていきます。

記
テレホンサービス番号
〇九二一七一一二六一五〇七

今月の税金

固定資産税

第三期分

納期限

十二月二十日

期限内に完納しましょう

年末年始の役場

事務について

電話番号の正誤に

ついてのお知らせ

役場事務は例年のとおり十二月二十八日午前中「御用納め」をいたします。

一月三日までは窓口一般事務は取扱いをいたしませんので、特に印鑑証明・戸籍謄抄本・転出証明などは二十八日午後以降は交付出来ませんから必要な方は早目に用件を済ませてください。

ただし戸籍の受付(出生届、死亡届等)については、当直者に申出てください。

歳末助け合い

募金のお願

本年も年の瀬までわずか一月足らずとなりました。

老人、両親を失なった子供、身体障害者、母子の方々が各施設などで生活されていますことは周知のことと存じますが、この方々に明るく楽しい正月を迎えられるように温い愛の手をさしのべていただきますよう皆様方のご援助をお願いいたします。

期間 十二月一日～三十一日

役場厚生課

老人憩の家の

休館日について

年末及び正月は次のとおり憩の家は休館いたしますのでお知らせいたします。

記

十二月二十九日より一月四日迄

初心者テニス教室募集

昭和五十年一月より毎週二日間(木曜日、日曜日)田園テニスクラブ速賀に於いて初心者テニス教室を開きます。

当クラブは六面のコートと充実した設備を持っています。多数初心者の参加希望者をお待ちしています。

愛の献血日のお知らせ

最近交通事故、不時の災害、病気等による血液の必要が多くなつてまいりました。町献血会では万一に備え左記により集団献血を実施いたしますので大変御多忙中と存じますがご参加下さるようお願いいたします。

尚、献血に参加いただいでいますと万一、本人又は同居家族の方に血液の必要を生じた時、必要量の血液の確保をいたします。

一、日時 十二月十七日(火) 午前10時～午後4時
一、場所 町公民館ホール

役場厚生課

いしましたが、十二月一日より役場厚生課保健衛生係の窓口で取り扱います。申し込み希望者は印鑑を持参ください。

なお、すでに業者等に申し込み済みの方は必要ありません。又、ゴミ集収を廃止希望される方は衛生課の窓口へ連絡ください。

新規学校卒業生等就職支度金制度の御案内

同和对策事業「同和对策審議会答申」及び「同和对策事業特別措置法」に基づき国と地方公共団体が緊密な連携のもとに実施されています。なかでも教育と就職の機会均等を保障することが、同和問題解決の中心的議題であることは申すまでもありません。

そこで同和地区出身の新規学校卒業生等の円滑な就職をはかるため、次の要領によって就職支度金を支給することにしています。該当者はもれなく支給申請されるようにしてください。

一、就職支度金の支給を受けることができる者(受給者の資格)は福岡県内に居住する同和地区出身者であり、保護者が福岡県内に在住するものであって、次のいずれかに該当する者

(1) 中学校又は高等学校を昭和五十年三月に卒業する者であって、公共職業安定所又は高等学校長

の紹介により常用労働者として就職が決定し、若しくは内定した者

(2) 中学校又は高等学校を卒業し、直ちにその年四月に職業訓練校に入校し、一年以上の訓練を昭和五十年三月に修了する者であって、公共職業安定所の紹介により、常用労働者として就職が決定し、若しくは内定した者

二、就職支度金の支給を受けるには(申請手続) 就職支度金の支給を受けた人は、就職支度金申請書と卒業修了(見込)証明書、就職(内定)証明書(この書類は同一用紙になっています)を居住地を管轄する公共職業安定所に提出下さい。なお、提出期限は昭和五十年三月三十一日までにありますが、できるだけ早めに申請して下さい。

三、就職支度金は一人につき一〇、〇〇〇円です。

四、就職支度金の支給方法は就職支度金は申請人が指定した銀行で受け取ってもらいます。五、就職支度金のことについての問い合わせは、支給申請手続きなどのくわしいことは、公共職業安定所、学校、職業訓練所又は市町村役場にお尋ね下さい。